

消防救急デジタル無線更新及び高機能消防指令システム整備工事
に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、海部消防組合が発注する消防救急デジタル無線更新及び高機能消防指令システム整備工事公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）を実施する際の必要な手続きについて定めるものとする。

2 業務概要

（１）業務名

消防救急デジタル無線更新及び高機能消防指令システム整備工事

（２）業務場所

徳島県海部郡牟岐町大字川長字新光寺 98-1 他

（３）履行期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日（水）まで

（４）業務内容

消防救急デジタル無線更新及び高機能消防指令システム整備工事仕様書（要求水準書）（以下「要求水準書」という。）のとおりに

（５）提案上限額

1, 032, 570, 000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

（６）担当部署

海部消防組合消防本部警防課

〒775-0004 徳島県海部郡牟岐町大字川長字新光寺 98-1

TEL 0884-72-0600 FAX 0884-72-2999

E-mail syoubouhonbu@kaifu119-tokushima.jp

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- （１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- （２）海部消防組合又は海陽町・牟岐町及び美波町（以下「構成町」という。）の物品等競争入札資格者名簿に登録されている者。
- （３）構成町から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- （４）民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- （５）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものではないこと。

- (6) 過去 10 年以内において、高機能消防指令センター「離島型」以上及び消防救急デジタル無線システムの工事請負業務を元請として履行完了した実績があること。

4 実施スケジュール

項 目	期 日 等
公告	令和 7 年 4 月 24 日（木）
参加申込書の受付	公告日 ～ 令和 7 年 5 月 14 日（水）
質問の受付	公告日 ～ 令和 7 年 5 月 14 日（水）
質問の回答期限	令和 7 年 5 月 19 日（月）
提案資格確認結果通知	令和 7 年 5 月 19 日（月）
提案書等の提出期限	令和 7 年 5 月 29 日（木）
プレゼンテーション実施日	令和 7 年 6 月 5 日（木）
審査結果の通知	令和 7 年 6 月 中旬
仮契約の締結	令和 7 年 6 月 下旬

5 参加申込書の提出について

本プロポーザルに参加しようとする者は、参加資格を有することの確認を受けるため、次の書類を提出するものとする。

なお、参加申込書提出後に参加を辞退する場合は、参加辞退届【様式第 8 号】を提出すること。

(1) 提出書類

- ① 参加申込書【様式第 1 号】
- ② 会社概要書【様式第 2 号】
- ③ 参加資格に関する実績書【様式第 3 号】

(2) 提出方法

持参又は郵送とする。（提出期限内必着）

持参の場合は、開庁日の午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

郵送の場合は、配達証明書付きで送付すること。

(3) 提出期限

令和 7 年 5 月 14 日（水）午後 5 時まで（必着）

(4) 提出先

本要領 2（6）担当部署

6 質問の受付及び回答

本実施要領及び要求水準書等に不明な点がある場合は、質問書【様式第 4 号】を提出すること。

(1) 提出期限

令和7年5月14日(水)午後5時まで

(2) 提出方法

FAX 又は電子メールで提出すること。

※所定の方法及び様式以外で提出された質問に対しては回答しない。

(3) 提出先

本要領2(6)担当部署

(4) 回答方法

令和7年5月19日(月)午後5時までに海部消防組合ホームページ上に掲載する。

7 参加資格の確認結果通知

(1) 参加資格の確認

参加申込者から提出された参加申込書等の書類をもとに、参加資格の確認を行うものとする。

参加資格を確認したときはその旨を参加資格確認結果通知書により通知する。参加資格がないと認めた時は、その理由を付して参加資格確認結果通知書により通知する。

(2) 確認結果の通知

提案資格確認結果は、令和7年5月19日(月)午後5時までにメールで通知する。

8 提案書等の提出

本提案書は、要求水準書に準拠した提案内容とし、提案項目は下記のとおりとします。

(1) 提出書類

- ① 企画提案書提出届【様式第5号】
- ② 業務実施体制【任意様式】
- ③ 業務実施工程表【任意様式】
- ④ 配置技術者の経歴等【任意様式】
- ⑤ 企画提案書【任意様式】
- ⑥ 維持管理費見積書【様式第6号】
- ⑦ 整備費見積書【様式第7号】

(2) 提出方法

持参又は郵送で提出すること。なお、郵送の場合は配達証明書付きで送付すること。

(3) 提出期限

令和7年5月29日(木)午後5時まで

(4) 提出先

本要領2(6)担当部署

9 提案書等の作成

(1) 企画提案書に関する留意事項

- ① 用紙の大きさはA 4 判（縦）とし、評価項目ごとにインデックスを付し、ページ番号を付けること。なお、A 3 判を使用する場合は、A 4 判の大きさに三つ折りにすること（A 3 サイズはA 4 サイズ2 ページとして数えることとする。）
- ② ページ数は、表紙、裏表紙を除き両面印刷で5 0 ページ以内とする。
- ③ 言語は日本語とし、横書き、文字サイズは1 0 . 5 ポイント以上とし、分かりやすい表現で簡潔に説明すること。
- ④ 参考資料の添付は認めない。
- ⑤ 提案書等には、表紙を含め全てにおいて参加事業者を想起させる文言、ロゴマーク等を使用しないこと。

(2) 企画提案書提出部数

正本1 部、副本8 部

10 審査

審査及び評価は、海部消防組合消防救急デジタル無線更新及び高機能消防指令システム整備工事プロポーザル審査委員会（以下「プロポーザル審査委員会」という。）が行うものとする。

(1) 審査方法

- ① 提出された企画提案書及びプレゼンテーションの内容について、別紙「評価基準」に基づき評価を行い、各評価項目の評価点の合計（以下「合計点」という。）が最も高い者を受託候補者とし、次に得点の高かった者を次点候補者として選定する。
- ② 合計点が同一の企画提案者が複数いた場合には、評価項目⑩の評価点が高い者を候補者として選定する。
- ③ 上記にかかわらず、合計点が評価点全体の6 0 %未満の場合には候補者として選定しない。
- ④ プレゼンテーション参加者が1 者のみの場合も、審査を行う。

(2) プレゼンテーション審査

- ① 実施日
令和7 年6 月5 日（木）
※詳細については後日連絡とする。
- ② 場所
牟岐町海の総合文化センター 2 階 会議室
- ③ その他
プレゼンテーションは、1 者あたり4 0 分（説明2 5 分、質疑応答1 5 分）とする。
また、プレゼンテーション用のパソコン及びその他機器については、参加者が用意す

ること。

※プロジェクター及びスクリーンは発注者が準備する。

④ プレゼンテーションは提出された提案書等のみで行い、追加資料は認めない。

(3) 審査結果の通知及び公表

① 候補者決定後、すべての参加者に対し審査結果をメールにより通知する。

② 審査の結果は、後日、海部消防組合ホームページにおいて受託候補者名と合計点を公表することとし、その他参加者については合計点のみを公表する。

11 契約締結に向けての協議

(1) プロポーザル審査委員会において、受託候補者に選定された提案者と契約交渉を行う。

(2) 提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、受託候補者と当該業務の詳細について改めて協議し、発注者が必要と認める範囲内で要求水準書に反映するものとする。

(3) 受託候補者と何らかの理由により契約締結できなかった場合は、次点候補者と契約交渉を行う。

12 失格事項

参加者が次の事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。

(1) 提出書類に虚偽の記載があった場合又は不備があった場合

(2) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

(3) プレゼンテーション開始時間までに会場に来なかった場合

(4) 3に記載した参加資格要件を欠く事態が生じた場合

(5) 提案価格（見積り）が2の（5）に記載した提案上限額を超過したとき。

(6) その他、本要領の定めに違反すると認められた場合

13 その他

(1) 提出書類の取扱い

① 提出された書類は返却しませんが、本プロポーザルにおける候補者選定以外の目的では使用しないものとする。

② 提出後の訂正、差し替えは、発注者から指示があった場合を除き認めない。

③ 提出のあった書類は、選定作業において必要な範囲で複製する場合がある。

(2) 本プロポーザルに係る費用については、全て参加者の負担とする。やむを得ない理由により本プロポーザルが中止された場合においても、それまでに要した費用を請求することはできないものとする。

(3) 提案書の著作権は、当該提案書を作成した者に帰属するものとするが、当該業務の契約相手となった者が作成した提案書については、発注者が必要と認める場合には事前に通知することにより、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）すること

ができるものとする。

(4) 審査結果に対する異議申立ては、一切受け付けない。

【問合せ先】

海部消防組合消防本部警防課 担当：武岡、岸本
〒775-0004 徳島県海部郡牟岐町大字川長字新光寺 98-1
TEL 0884-72-0600 FAX 0884-72-2999
E-mail syoubouhonbu@kaifu119-tokushima.jp